

## 藤沢市認可保育所一時預かり事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を認可保育所（法第35条第3項又は第4項の規定により設置された保育所をいう。）において実施する藤沢市認可保育所一時預かり事業（以下「一時預かり」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (一時預かりを実施する保育所)

第2条 一時預かりを実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、別表第1のとおりとする。

### (一時預かりの内容)

第3条 一時預かりの内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非定型的一時預かり 次条第1項第1号に該当する幼児に対し、1週間につき3日を限度として行う一時預かり
- (2) 緊急的一時預かり 次条第1項第2号に該当する幼児に対し、1月につき10日（保護者が次条第1項第2号アに該当する場合にあっては14日）を限度として行う一時預かり
- (3) 私的理由による一時預かり 次条第1項第3号に該当する幼児に対し、1月につき4日を限度として行う一時預かり

### (一時預かりの対象者)

第4条 一時預かり事業の対象となる者は、この市の区域内に居住する幼児（保育所に入所している者、子ども・子育て支援法（平成27年法律第65号）第20条第3項の規定により保育必要量の認定を受け、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）において法第6条の3第7項に規定する保育を受けている者又は法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育を利用している者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 保護者の1週間の就労、就学又は職業訓練等の日数が3日以内で、かつ、曜日と時間が確定している就労、就学又は職業訓練等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる幼児

(2) 保護者が、次のいずれかの事由に該当することにより、家庭において保育を受けることが緊急かつ一時的に困難となる幼児

ア 入院している、又は出産後間がないこと。

イ 通院していること。

ウ 親族を介護又は看護していること。

エ 親族の冠婚葬祭に出席すること。

オ 災害又は事故を受けたこと。

カ その他、家庭における保育を受けることが困難である市長が認めた場合

(3) 保護者が、育児等に伴う精神的又は肉体的な負担の軽減等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる幼児

2 前項の規定にかかわらず、この市の区域内に居住していない前項第2号に該当する幼児の祖父母等がこの市の区域内に居住している場合であって、設置者が特に必要と認めるときは、当該幼児を一時預かりの対象者としてすることができる。

(一時預かりの実施日時等)

第5条 一時預かりを実施する日（以下「実施日」という。）は、月曜日から金曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までに当たる場合を除く。）までの午前8時30分から午後5時までとし、保護を受けることができる時間は8時間以内とする。

(一時預かりの登録手続等)

第6条 一時預かりにより必要な保護を受けようとする幼児の保護者は、保護を希望する実施保育所ごとに、一時預かり登録申請書（第1号様式）を実施保育所の施設長（以下「施設長」という。）を通じて設置者に提出しなければならない。

2 前項の登録は保護を希望する日（以下「希望日」という。）の属する年度の前年度の3月1日（3月1日が実施日でない場合は翌実施日）から受けることができる。

3 第1項の登録は、希望日の属する年度ごとに受けるものとする。

4 市長は、第1項の申請があったときは、登録簿に当該保護者を登録するとともに、一時預かり登録通知書（第2号様式）により当該保護者に登録した旨を通知するものとする。

(非定型的一時預かりの申請手続等)

第7条 非定型的一時預かりによる保護を希望する保護者は、非定型的一時預かり申請書(第3号様式)に第4条第1項第1号に掲げる理由を証する書類を添えて施設長を通じて設置者に提出しなければならない。

2 前項の申請書については、希望日の1ヶ月前の同日(希望日の1ヶ月前の同日が実施日でない場合は翌実施日)から提出することができ、当該年度終了までの希望日の申請をすることができる。ただし、希望日の属する月が4月である場合は、前月1日から申請書を提出することができる。

3 設置者は、第1項の申請があったときは、内容を審査して許可又は不許可を決定し、許可をする場合には非定型的一時預かり決定通知書(第4号様式)、不許可とする場合には非定型的一時預かり保留通知書(第5号様式)により、施設長を通じて当該申請者に通知するものとする。

4 設置者は、受入れを決定するに当たって幼児の健康状態等をその保護者から聴取する等の方法により十分に確認し、他の幼児の処遇に支障を来すことのないよう留意するものとする。

5 第3項の規定により許可を受けた保護者は、非定型的一時預かりを受ける必要がなくなったときは、速やかに非定型的一時預かり辞退届(第6号様式)を施設長を通じて設置者に提出しなければならない。

(緊急的及び私的理由による一時預かりの申請手続等)

第8条 緊急的及び私的理由による一時預かりによる保護を希望する保護者は、緊急的・私的一時預かり申請書(第7号様式)を施設長を通じて設置者に提出しなければならない。この場合において、設置者が必要と認めるときは、第4条第1項第2号に掲げる理由を証する書類を申請書に添えるものとする。

2 前項の申請書については、希望日の1ヶ月前の同日(希望日の1ヶ月前の同日が実施日でない場合は翌実施日)から提出することができる。

3 設置者は、第1項の申請があったときは、内容を審査して許可又は不許可を決定し、許可をする場合には緊急的・私的一時預かり決定通知書(第8号様式)、不許可とする場合にはその旨を記載した文書により、施設長を通じて当該申請者に通知するものとする。

4 設置者は、受入れを決定するに当たって幼児の健康状態等をその保護者から聴取する等の方法により十分に確認し、他の幼児の処遇に支障を来すことのないよう留意するものとする。

5 私的理由による一時預かりについては、非定型的一時預かり及び緊急的一時預かりの実施に支障を来すことのないよう留意するものとする。

(一時預かりの利用者負担額等)

第9条 第7条第3項及び前条第3項の規定により許可を受けた保護者は、別表2に定める利用者負担額を保護を受けた日ごとに納付しなければならない。ただし、第3条第1号の非定型的一時預かりによる保護を受けた場合は、当該保護を受けた日の属する月の利用者負担額をまとめて当該月の最終日に納付することができる。

(許可決定の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第3項及び第8条第3項の規定による許可の決定を取り消し、又は中止させることができる。

- (1) 許可に係る申請に虚偽の事実があったとき。
- (2) 対象となる幼児が、疾病その他の理由のため、一時預かりに適する健康状態でなくなったとき。
- (3) 他の乳児又は幼児に影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 保護者が、納付すべき利用者負担額を滞納しているとき。

2 市長は、前項の規定により取り消し、又は中止させたときは、その旨及び理由を記載した文書を当該保護者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第11条 一時預かりの受入れを決定した日時に対象の幼児の利用がなかった場合は、申請者が当該日時の申請を取り下げたものとみなす。

附 則 (平成23年藤沢市告示第420号)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 藤沢市認可保育所一時保育事業実施要綱(平成22年藤沢市告示第147号)は廃止する。

附 則 (平成23年藤沢市告示第84号)

- 1 この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年藤沢市告示第341号)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年藤沢市告示第426号)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成28年4月4日から施行する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名 称	位 置
藤沢市立善行保育園	藤沢市善行二丁目18番地の1
藤沢市立小糸保育園	藤沢市大庭5103番地の3
藤沢市立辻堂保育園	藤沢市羽鳥一丁目3番12号
藤沢市立鵜沼保育園	藤沢市本鵜沼三丁目16番25号
藤沢市立湘南台保育園	藤沢市湘南台六丁目31番地の6
藤沢市立しぶやがはら保育園	藤沢市湘南台四丁目30番地の14

社会福祉法人二葉福祉会 二葉保育園	藤沢市鵠沼海岸六丁目6番10号
社会福祉法人藤葉福祉会 村岡保育園	藤沢市大鋸一丁目2番15号
社会福祉法人紫苑会 神愛保育園	藤沢市高倉745番地
社会福祉法人藤雪会 保育園小さなほし	藤沢市湘南台五丁目1番地の2
社会福祉法人真澄児童福祉会 富士見保育園	藤沢市片瀬五丁目13番15号
社会福祉法人喜寿福祉会 グリーンキッズ湘南	藤沢市大庭7990番地の1
社会福祉法人伸こう福祉会 キディ湘南C-X	藤沢市辻堂神台一丁目3番39号
社会福祉法人俊幸福祉会 ときわぎ保育園	藤沢市円行二丁目3番地の1
社会福祉法人ひばり 湘南ひばり保育園	藤沢市柄沢592番地
社会福祉法人永寿会 湘南まるめろ保育園	藤沢市城南一丁目16番16号
社会福祉法人喜寿福祉会 グリーンキッズ湘南ライフタウン	藤沢市大庭5406番地の14

社会福祉法人県央福祉会 湘南台南保育園	藤沢市湘南台二丁目31番地の11
社会福祉法人ユーカー福祉会 たかすな保育園	藤沢市辻堂西海岸二丁目12番1号
学校法人吉沢学園 保育園アワーキッズ南藤沢	藤沢市南藤沢17番10号 コア湘南田村ビル（1・2階）

別表第2（第9条関係）

幼児の属する世帯の区分	金額（日額）	
	4時間以内場合	4時間を超える場合
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円
被保護世帯以外の世帯	1,200円	2,400円

備考 この金額には、給食及びおやつに要する費用の額を含むものとする。